

県外への往来等について（お願い）

新型コロナウイルス感染者数が急増しており、感染拡大の第3波とされております。長野県と新潟県でも11月の感染者数は急増しており、感染警戒レベルも引き上げられました。

特に長野県においては、11月の感染者数が今までの2倍以上となるほど急速に拡大しているため、県独自の感染警戒レベルが修正され、12月からの感染予防対策も更新されております。

それとともなって、県外往来へのアラート基準も変更となっておりますので、会員の皆さまへのお願いについても12月1日から変更することにいたしました。

今後ともご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

- ① 長野県からの注意喚起のある地域への往来については、感染予防対策を徹底して講じていただき「うつらない（自分を守る）」行動をお願いします。また、訪問後のご利用に際しては、「うつさない（周囲を守る）」・「ひろげない（地域を守る）」を大切にされた行動をお願いします。なお、1週間における10万人当りの感染者数が15人以上の地域へ訪問することは、過去の感染事例からも高リスクであることが明らかですので、できるだけ控えていただくようお願いいたします。
- ② 特措法に基づく緊急事態宣言の発出地域へ訪問された方と海外から帰国され方は、事後2週間のご利用を控えていただきます。
- ③ 新規に入会を希望されている方で、上記①と②に該当する地域への訪問がある場合は、入会時期を延期させていただくことがあります。
- ③ シティヒルズゴルフクラブをビジターでご利用される場合には、受付表に記入していただきます。上記①と②に該当する地域からのお客様につきましては、入場をお断りさせていただきます。また、確認のため証明となるもの（免許証等）をご提示いただく場合がございますのでご了承ください。
- ④ テルメリゾートINAでは、会員同伴の方のみビジターでご利用いただけます。
- ⑤ 対象地域の指定は流動的ですので、急に変更される場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。対象地域は、長野県ホームページのプレスリリース一覧から閲覧できます。

令和2年12月1日

株式会社アイスク